

# 労務通信

2017.2月号

## 2017年は副業元年！？

### 「副業」に関する企業のホンネとは？



#### ◆副業についての気運の高まり

個人による輸入ビジネス、Webメディアのライター、アフィリエイト、営業代行、民泊…。これまであまり一般的ではなかった「副業」ビジネスが、いま注目されています。

これらのノウハウを紹介する書籍が数多く出版されたり、人材サービス会社が副業斡旋ビジネスをはじめたりしています。

「週刊東洋経済」2016年10月29日号によれば、79.1%の人が「副業に関心あり」とのことですが、世の働く人にとって、副業の第一義は「収入の補助」です。特に近年は、残業削減の潮流もあり、“長時間労働により残業代を稼ぐ”という働き方が難しくなってきていますので、「残業から副業へ」という流れが出てくるのも当然です。また、近年の副業の特徴として、収入面以外にも人脈やスキル、やりがいなど、いわゆるパラレルキャリア形成も目的となってきたようです。

#### ◆政府も副業を奨励

政府も副業を後押ししています。昨年10月、安倍首相は働き方改革会議において、副業・兼業について「ガイドライン制定も含めて検討する」といった趣旨の発言を行いました。また、昨年末には厚生労働省が、今までモデル就業規則に記載されていた副業・兼業に関する規定を「原則禁止」から「原則容認」に転換する方針を示しました。政府としては、いずれ訪れる労働力減少時代への備えとして、働き方の選択肢の1つとして副業を奨励したい考えのようです。

#### ◆企業の8割は「不許可」

企業の多くは現在、自社の従業員が副業を持つことを禁じています。中小企業庁「平成26年度兼業・副業に係る取組み実態調査事業報告書」によれば、「副業を認めていない」企業は全体の85.3%でした。

また、日本経済新聞社が昨年実施した「社長100人アンケート」でも、経営者の8割が「副業を認めない」と回答しています。認めない理由としては「本業がおろそかになる」「情報漏洩のリスクがある」などが挙げられています。

他にも、企業にとっては、「副業を社員に奨励することで、業績への不安を煽ってしまう」「労災が発生した場合、本業と副業の判断基準が難しい」といった問題もあります。多くの企業にとって「副業を積極的に奨励するメリットは少ない」というのが本音ではないでしょうか。

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスのことなら合同労務『こころの健康』相談窓口へ一方で、ロート製薬やヤフージャパンなどは、副業を解禁したことで本業との相乗効果が出たと、数多くのメディアにて報道されています。副業と上手に付き合えば、企業にとってもメリットがあるということです。副業が世間的に定着するのはまだ時間がかかりそうですが、自社において従業員の副業をどうすべきか、今から準備しておくともよいかもかもしれません。

## 助成金情報

平成28年10月19日以降において、65歳以降の定年引上げや継続雇用制度の導入を実施し、一定の要件を満たした場合に支給される「65歳超雇用推進助成金」が新設されております。主な受給要件は以下のとおりです。

### 65歳超雇用推進助成金

#### 【主な受給要件】

1. 平成28年10月19日以降において、労働協約又は就業規則により、次の(1)～(3)のいずれかに該当する制度を実施したこと。
  - (1) 65歳以上への定年引上げ
  - (2) 定年の定めの廃止
  - (3) 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
2. 1の制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
3. 1の制度を規定した労働協約又は就業規則を整備している事業主であること。
4. 1の制度実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条の規定に違反していないこと。
5. 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

#### 【受給額】

65歳への 定年引上げ	66歳以上への定年引上げ または、定年の定めの廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳～69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

<※1 事業主 1 回限りの受給>

## 事務所よりひとこと

### ◆65歳以上の雇用保険対象者はいませんか？（届出が始まっています！！）

平成29年1月1日から雇用保険の適用が拡大されました。これまで65歳以上のため、適用対象外であった方や新たに雇い入れされた方は雇用保険の「資格取得届」の提出が必要です。

**1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある65歳以上の方**は雇用保険の適用要件を満たしますので、手続きをお願いします（なお、保険料は平成31年度まで免除）。